

## 別記様式

## 公述申出書

私は、来る9月4日に開催される芦北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（芦北都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会で下記の趣旨の公述をしたいので申し出ます。

平成15年 月 日

熊本県知事 潮谷 義子 様

公述申出人 住所 (郵便番号)  
氏名 印 (電話番号)  
年齢  
職業

意見の要旨及びその理由（別紙）

## (注意)

- 1 公述申出書は、A4版（タテ約29.5cm×ヨコ約21cm）とし横書きとすること。
- 2 意見の要旨及びその理由は、A4版400字詰原稿用紙等1枚に簡潔に記載のこと。

## 熊本県公告第579号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成15年7月31日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成15年8月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 争議行為の目的  
次の要求内容の完全獲得  
(1) 時差出勤導入施行の中止  
(2) 団体交渉の開催
- 2 争議行為の日時  
平成15年8月11日午前0時から本問題の解決に至るまでの期間
- 3 争議行為の種類  
健康保険八代総合病院の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。
- 4 争議行為を行う場所  
健康保険八代総合病院施設の全職場及びその敷地（八代市松江城町2-26）

## 熊本県公告第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、松橋不知火都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（松橋不知火都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成15年8月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画の種類  
松橋不知火都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
（松橋不知火都市計画区域マスタープラン）
- 2 開催日時  
平成15年9月10日（水曜日）午後7時から
- 3 開催場所  
松橋町総合体育文化センター視聴覚室 松橋町大野85
- 4 対象市町  
松橋町及び不知火町
- 5 公述の申出について  
松橋不知火都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る9月5日までに、熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課（松橋町久具400-1）に提出しなければならない。  
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は公述できない。また、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。この場合、その旨を本人に通知する。